

## 豊岡市議会基本条例（逐条解説）

豊岡市議会(以下「議会」という。)は、豊岡市長(以下「市長」という。)とともに、豊岡市民(以下「市民」という。)の多様な意思を代弁する責務を負っており、市民に対して二元代表制の実効性を高め、議会の責務を常に自覚して最良の意思決定を行うことにより、市民福祉の向上はもとより、常に日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を使命として活動するものである。

市民から直接選挙で選ばれた豊岡市議会議員(以下「議員」という。)により構成される多人数による合議制の機関である議会は、議員の資質の向上、議会活動を支える体制の整備等について定めることにより、市民に開かれた議会、市民参加を推進する議会、市民に身近な信頼される議会を目指す。

**【解説】市民に身近で信頼される議会とするため、決意を表明するものです。**

(目的)

第1条 この条例は、議会の役割及び運営原則、議員の役割及び責務等の基本的事項を定め、議会の使命を果たすことにより、市民福祉の向上と市の発展に寄与することを目的とする。

**【解説】議会の役割及び議会運営、議員の役割及び責務を明確化することにより、議会の使命を果たしていくことで、市民福祉の向上と市の発展に寄与することを定めるものです。**

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき、活動を行わなければならない。

- (1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための運営に努めること。
- (3) 市民が理解しやすい言葉を用いた説明に努めること。
- (4) 市民の傍聴の意欲を高める議会運営を行うこと。
- (5) 議会内での申し合わせ等は、必要に応じて見直しを行うこと。

**【解説】**

- 1 市民に信頼される議会となるために、議会の公正性、透明性を確保し、開かれた分かりやすい議会を目指すことを定めています。
- 2 議会は、市民の多様な意見を把握して、政策立案に取り組むことを定めています。
- 3 市民が理解しやすいよう、専門用語などは極力使わないことを定めています。
- 4 市民の傍聴意欲を高める議会運営に努めることを定めています。
- 5 議会内の申し合わせ等を見直すことを定めています。

なお、「申し合わせ等」とは、法、条例、規則等を補完するものとして議会運営委員会での決定事項や先例などがあり、これらを申し合わせ及び慣例として法令に準じた取扱いをしています。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき、活動を行うものとする。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研鑽によって、市民の代表としてふさわしい活動をする事。
- (3) 議会の構成員として、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

【解説】

- 1 議員間における自由な討議が、議会制度の重要な要素であることを定めています。
- 2 議員は、自ら資質の向上に努め、市民の代表としてふさわしい活動することを定めています。
- 3 議員は、議会を構成する一員として市民全体のために活動することを定めています。

(会派)

第4条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策等を中心とした調査研究を行うものとする。
- 3 会派は、必要に応じ会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

【解説】

- 1 議会において、議員は議会活動のため会派を結成することができることを定めています。
- 2 会派は、政策を中心とした調査研究を行うことを定めています。
- 3 会派間での合意形成に努めることを定めています。

(市民参加及び市民との連携)

第5条 議会は、議会活動に関する情報を積極的に公表し、透明性を高めるとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

- 2 議会は、本会議のほか、すべての会議を原則公開するとともに、会期中又は閉会中を問わず、市民が議会の活動に参加できるような懇談会、議会報告会等を開催するものとする。
- 3 議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）における参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。
- 4 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付けるとともに、その審議において、必要と認めるときは、これらの提案者の意見を聴く機会を設けなければならない。

【解説】

- 1 議会の果たすべき事項として、活動の情報公開と説明責任について定めています。
- 2 本会議、委員会の原則公開、市民との対話の機会を多様に設けること

を定めています。

- 3 法律の制度を活用し、市民の専門的な優れた意見等を議会に反映させることを定めています。
- 4 請願・陳情を市民の政策提案と位置づけ、提案者の意見を聴く機会を設けることを定めています。

(議会及び議員と市長その他の執行機関との関係)

第6条 議会及び議員は、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）と緊張ある関係の保持に努めなければならない。

- 2 本会議及び委員会における質問及び答弁は、市民に理解しやすいものとなるよう努めなければならない。
- 3 本会議又は委員会において、市長等の長及びその職員は、議長又は委員長の許可を得て、議員又は委員の質問内容の疑義を問い質すことができる。

**【解説】**

- 1 議員と市長等執行機関（教育委員会、農業委員会等）は、二元代表制の機能を発揮するために、お互い対等な関係のもと、相互に牽制し抑制と均衡を図り、切磋琢磨することを定めています。
- 2 質問及び答弁は、市民が理解しやすい言葉の使用に努めることを定めています。
- 3 本会議等で議員の質問等に対して疑問がある場合は、市長等の長及びその職員は、論点、争点を明確にするため、質問して確かめることができることを定めています。

(議会に対する市長の政策等の説明)

第7条 議会は、市長が市政の重要な政策、計画等を提案するときは、次に掲げる事項について説明を求めるものとする。

- (1) 政策等の提案理由
- (2) 提案に至るまでの経過
- (3) 市民、関係団体等の意見聴取の結果
- (4) 豊岡市総合計画との整合性
- (5) 財源措置
- (6) 将来にわたる効果及び費用

**【解説】** 政策水準を高める議論を行うため、6項目の情報提供に努めるよう市長に求めることを定めています。

(予算及び決算における説明資料の提出)

第8条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、市長に対し、分かりやすい施策別又は事業別の説明資料の提出を求めるものとする。

**【解説】** 市長が、予算や決算を議会に提出するに当たり、前条同様に、市民の代表である議員が審議を深めやすいよう、分かりやすい説明資料の提出に努めるよう市長に求めることを定めています。

(地方自治法第96条第2項に規定する議決事件)

第9条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項に規定する議会の議決事件について、別に条例で定めるもののほか、次のとおり定めるものとする。

- (1) 市民憲章の制定又は改廃に関すること。
  - (2) 定住自立圏構想に基づく定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止通告及び定住自立圏形成方針の策定、変更又は廃止に関すること。
- 2 議会は、前項に掲げるもののほか、市政の各分野における基本的な計画の策定、他団体等との提携及び協定の締結等に関し、必要があると認めるときは、議決事件の拡大について市長等と協議するものとする。

**【解説】地方自治法第96条の第2項には、必要と認める事件を条例で議決事件として追加拡大できることとされており、重要な計画等で議決が必要なものを追加しようとするものです。**

(討議の尊重)

第10条 議員は、議会が討論の場であることを十分に認識し、議長は、議員相互の討議を中心に議会運営を行うものとする。

- 2 議会は、議員提出議案、委員会提出議案、市長提出議案、市民提案等に関して審議し結論を出す場合、議員相互の討議により議論を尽くして合意形成に努めるものとする。
- 3 議員は、議員相互の討議を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等を積極的に行うものとする。

**【解説】**

- 1 議会は、討論の場であることの確認、議員間の討議を中心とした運営に努めることを定めています。
- 2 議会は、本会議・委員会において議案審議等の結論を出す場合、議員間で十分に討論、議論を尽くして合意形成に努めることを定めています。
- 3 議員は、自らも積極的に議案を提出することを定めています。

(委員会の適切な運営)

第11条 議会は、新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、委員会の適切な運営に努めるものとする。

**【解説】新たに生じる行政課題等に対し、委員会の持つ専門性を生かして、適切に対応することを定めています。**

(政務調査費の活用と公開)

第12条 会派は、豊岡市議会政務調査費の交付に関する条例(平成17年豊岡市条例第213号)に基づいて交付される政務調査費を有効に活用し、政策提言、審議等のための調査研究を積極的に行わなければならない。

- 2 会派は、政務調査費を適正に執行し、市民に対して、使途等の説明責任を果たさなければならない。

**【解説】**

- 1 政務調査費は、議員の政策の調査・研究が確実に行われ、政策提言等につながるよう有効に活用することを定めています。
- 2 政務調査費は、使途基準に従い執行するとともに、使途については、市民に対し説明責任があることを定めています。

(議員研修の充実強化)

第 13 条 議会は、議員の資質並びに政策形成及び立案能力の向上を図るため、研修の充実強化に努めるものとする。

**【解説】** 議員研修を充実強化することを定めています。

(議会事務局の体制整備)

第 14 条 議会は、政策形成及び立案機能を高めるため、議会事務局の調査及び法務機能の強化に努めるものとする。

**【解説】** 議会、議員の政策立案機能を高めるため、事務局の体制整備と強化について定めています。

(議会図書室の充実等)

第 15 条 議会は、議員の調査研究のため、議会図書室の議会関連図書や情報機器などの充実に努めるとともに、市立図書館の活用により情報機能の強化に努めるものとする。

**【解説】** 議会図書室の充実を図るとともに、市立図書館の活用による情報機能の強化について定めています。

(議会広報の充実)

第 16 条 議会は、議案の審議内容及び結果に関する情報を市民に提供するとともに、市民の関心を得るための広報活動に努めるものとする。

2 議会は、本会議のインターネット配信や議会のホームページ等の活用により、議会の活動を幅広く市民に周知するよう努めるものとする。

**【解説】**

- 1 議会は、議案の審議内容などを市民にわかりやすく伝えることを定めています。
- 2 情報技術の発達を踏まえた情報公開について定めています。

(議員定数)

第 17 条 議員定数は、別に条例で定める。

2 議員定数の改正に当たっては、この条例の目的を遂行し、権能を発揮するよう、適正な定数を定める。

**【解説】**

- 1 議員定数は、別の条例で定めることとしています。
- 2 議員定数の改正将来展望等を踏まえて総合的に検討し、適正な定数を定めることとしています。

(議員報酬)

第 18 条 議員報酬は、別に条例で定める。

- 2 議員報酬の改正に当たっては、この条例の目的を遂行し、権能を発揮するよう、適正な報酬を定める。

**【解説】**

- 1 議員報酬は、別の条例で定めることとしています。
- 2 報酬は、社会経済の情勢と議員活動の実態を踏まえ、総合的に検討することを定めています。

(議員の政治倫理)

第 19 条 議員は、その職責と権能を常に自覚し、市民全体の代表者として品位と政治倫理の向上に努めるとともに、市民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

- 2 議員の政治倫理については、別に条例で定める。

**【解説】** 議員の政治倫理については、別に条例で定めることとしています。

(最高規範性)

第 20 条 この条例は、議会における最高規範であって、議会はこの条例の趣旨に反し、議会に関する条例、規則等を制定することはできない。

**【解説】** この条例は、豊岡市議会における最高規範であることを定めています。

(見直し手続)

第 21 条 議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを検証するものとする。

- 2 議会は、前項の検証の結果、議会に関する条例、規則等の改正が必要な場合は、適切な措置を講ずるものとする。

**【解説】** この条例を含む議会に関する条例、規則等の見直しを図り、よりよい議会を目指すことを定めています。

(その他)

第 22 条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

**【解説】** このほか、必要な事項は議長が定めることとしています。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(豊岡市議会の議決に付すべき事件に関する条例の廃止)

- 2 豊岡市議会の議決に付すべき事件に関する条例（平成 20 年豊岡市条例第 41 号）は、廃止する。